

会議録
平成29年第1回更別村議会臨時会
第1日（平成29年1月20日）

◎議事日程（第1日）

- 第 1 会議録署名議員指名の件
- 第 2 議会運営委員長報告
- 第 3 会期決定の件
- 第 4 諸般の報告
- 第 5 一般行政報告
- 第 6 教育行政報告
- 第 7 議案第 1号 更別村地域創造複合施設の指定管理者指定の件
- 第 8 議案第 2号 更別村過疎地域自立促進市町村計画変更の件
- 第 9 議案第 3号 平成28年度更別村一般会計補正予算（第8号）の件

◎出席議員（8名）

議長 8番 松 橋 昌 和	副議長 7番 本 多 芳 宏
1番 安 村 敏 博	2番 太 田 綱 基
3番 高 木 修 一	4番 織 田 忠 司
5番 上 田 幸 彦	6番 村 瀬 泰 伸

◎欠席議員（0名）

◎地方自治第121条の規定による説明員

村 長 西 山 猛	副 村 長 森 稔 宏
教 育 長 荻 原 正	代表監査委員 笠 原 幸 宏
総 務 課 長 吉 本 正 美	企画政策課長 高 橋 祐 二
産 業 課 長 本 内 秀 明	建設水道課長 佐 藤 成 芳
保健福祉課長 安 部 昭 彦	

◎職務のため出席した議会事務局職員

事 務 局 長 末 田 晃 啓	書 記 鍵 水 千 恵
書 記 小野山 果 菜	

(午前 10 時 00 分開会)

◎開会宣告

○議長 ただいまの出席議員は 8 名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成 29 年第 1 回更別村議会臨時会を開会をいたします。

村長より招集の挨拶があります。

西山村長。

○村長 本日ここに平成 29 年第 1 回更別村議会臨時会の招集をお願い申し上げましたところ、議員各位の皆様には大変ご多忙の中ご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、平成 29 年の輝かしい新年は天候にも恵まれ、穏やかな幕あけを迎えることができました。しかしながら、昨年の異常気象、台風被害による災害復旧への取り組みはいささかの停滞も許されず、引き続き関係機関との連携のもと、危機意識を持って農業基盤の着実な整備や河川改修などに全力で努めてまいる所存であります。アメリカのトランプ新大統領の就任、TPP や FTA など国際情勢の目まぐるしい変化や国内経済状況など、こうした情勢をしっかりと受けとめ、住民の皆様が安心して暮らせるまちづくりにしっかりと取り組んでまいる所存であります。

また、本年は村にとっても輝かしい開村 70 周年を迎え、第 6 期の総合計画の策定、地方創生事業の本格的な実施という重要な年でもあります。しっかりと住民の皆さんとの情報と意識の共有化を図りながら村政を担ってまいりたいと考えております。本年も議員各位の皆様のご指導とご協力を心よりお願い申し上げます。

本臨時会におきましては、更別村地域創造複合施設の指定管理者指定の件、更別村過疎地域自立促進市町村計画変更の件、一般会計補正予算の計 3 件につきましてご審議をお願いするものであります。

よろしくお願いを申し上げ、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

○議長 村長の挨拶が終わりました。

◎開議宣告

○議長 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付をしたとおりであります。

◎日程第 1 会議録署名議員指名の件

○議長 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、議長において 1 番、安村さん、2 番太田さんを指名いたします。

◎日程第 2 議会運営委員長報告

○議 長 日程第2、議会運営委員長報告を行います。

議会運営委員会に諮問をいたしました本臨時会の議事運営等に関し、協議決定した内容についての報告を求めます。

高木議会運営委員長。

○高木議会運営委員長 議会運営委員会において協議決定した内容をご報告いたします。

さきに平成29年第1回更別村議会臨時会の議事運営等に関して議長から諮問がありましたので、これに応じ1月20日午前9時より議会運営委員会を開き、付議事件及び議事日程並びに会期等について慎重に協議いたしました。

その結果、会期については提出案件の状況などを考慮し、検討した結果、本日1日とすることが適当であると認められました。

以上、委員会での結果をご報告申し上げましたが、本臨時会の議事運営が円滑に行われますようよろしくお願い申し上げます。

○議 長 委員長の報告が終わりました。

なお、ただいまの委員長報告に対する質疑は省略をいたします。

◎日程第3 会期決定の件

○議 長 日程第3、会期決定の件を議題といたします。

お諮りをいたします。本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、会期は1日と決定をいたしました。

◎日程第4 諸般の報告

○議 長 日程第4、諸般の報告をいたします。

諸般の報告は、印刷をしてお手元に配付をしておきましたからご了承をお願いします。

◎日程第5 一般行政報告

○議 長 日程第5、一般行政報告を行います。

一般行政報告は、文書で配付をされております。

なお、口頭で補足の説明を求められておりますので、発言を許します。

西山村長。

○村 長 それでは、口頭により補足説明をさせていただきます。

1番、寄附についてでございますが、平成28年12月19日、愛知県豊橋市、小林祐子様より不動産の寄附がございました。更別村寄付条例第2条第12号「その他目的達成のため村長が必要と認める事業」に対する指定寄附となります。

不動産の概要ですが、土地につきましては所有地、更別村字勢雄566番の4、地積2,651.36平米、801.92坪でございます。建物の1、所在地、更別村字更別566番地4、構造、鉄骨づくり垂鉛メッキ鋼板ぶき、地下1階つき2階建て、面積369.36平米、111.73坪であります。建築年月日ですが、平成12年3月22日に新築されております。建物2、所在地、更別村字更別566番地の4、構造、木造、面積233.28平米、70.56坪、建築年月日ですが、昭和48年に新築されております。これらの物件につきまして、村といたしましても利用価値と資産価値は極めて高いと判断し、寄附を受けることにしました。今後は、村の振興や住民に活用される施設へ利活用できるよう検討を進めるものであります。

以上、報告といたします。

○議 長 これで村長からの一般行政報告を終わります。

これから一般行政報告に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

4番、織田さん。

○4番織田議員 これ番地だけ言われてもぴんときないのですけれども、具体的にどこなのか。

○議 長 森副村長。

○副 村 長 この所在地につきましては、旧レストラン白樺の建っていた用地になります。以上です。

○議 長 4番、織田さん。

○4番織田議員 今回は、村で目的があるということで取得されるということで、恐らくこの利用計画というのはある程度頭の中にはあるのだと思うのですけれども、それをまず1点お聞きしたいなと思いました。

○議 長 森副村長。

○副 村 長 ただいま村長のほうからも説明ございましたけれども、具体的な詳細に詰めた利用計画というのは今現在は持っておりません。29年の中でこれからいろんなどういふものに利活用ができるのかについて検討させていただきたいというふうに思っております。以上です。

○議 長 4番、織田さん。

○4番織田議員 今回の件は、今後利用を検討していくということなのですが、これから村外の方が結構建物あるいは土地を所有している部分がございます。土地については多少わかるのですけれども、建物についてもこのように寄附しますという話が出てきたときに、無条件で受けるのか、それとも今後書いてあるように利用等を検討してお断りするものははっきりお断りする考えがあるのか、その辺だけお伺いしたいと思います。

○議 長 西山村長。

○村 長 今織田議員さんの質問でございますけれども、今回もありましたけれども、建物とか土地とかの部分については慎重に検討させてもらいまして、今回も一応庁舎内と

か、いろんな部分で検討は行ってきました。その中でやっぱり利用価値の高いものであるとか、資産価値の高いものについては検討していきますけれども、場合によってはその価値が認められなかったり、いろんな部分ある場合については、今後そういう適切な判断をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議 長 ほかに質疑ございませんか。よろしいですか。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

◎日程第6 教育行政報告

○議 長 日程第6、教育行政報告を行います。

教育行政報告は、文書で配付をされております。

これで教育長からの教育行政報告を終わります。

これから教育行政報告に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。どうぞ。ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

◎日程第7 議案第1号

○議 長 日程第7、議案第1号 更別村地域創造複合施設の指定管理者指定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第1号 更別村地域創造複合施設の指定管理者指定の件でございます。

更別村地域創造複合施設の指定管理者を次のように指定しようとするものであります。

1、管理を行わせる公の施設の名称、更別村地域創造複合施設（地域創造センター）。

2、指定管理者となる団体の名称、一般社団法人北海道熱中開拓機構代表理事、木野村英明。

3、指定の期間、平成29年2月1日から平成33年3月31日まででございます。

理由といたしまして、更別村公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年6月29日条例第19号）に基づき指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、この件につきましては吉本総務課長より補足説明をいたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、提案申し上げ、ご審議方よろしくお願い申し上げます。

○議 長 吉本総務課長。

○総務課長 議案資料に基づきまして補足説明させていただきます。

1 ページをお開きください。1、公の施設の名称及び所在地でございます。名称、更別村地域創造複合施設（地域創造センター）でございます。これにつきましては、昨年12月第4回議会定例会でお認めいただきました更別村地域創造複合施設の設置及び管理に関する条例第4条に規定されている施設となっております。所在地、更別村字更別南1線98番地38。

2、公募概要でございます。更別村公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項第1号の理由により、公募によらない指定管理者候補者とする。

3、候補者選定過程でございます。（1）、第1回指定管理者選定委員会を平成28年12月19日に開催しております。内容につきましては、選定方法、それと候補者について協議してございますけれども、当該施設は十勝さらべつ熱中中学校運営の拠点となるもので、施設管理業務の効率的かつ確実な履行が期待できると判断し、運営主体である一般社団法人北海道熱中開拓機構を候補者としたところでございます。

（2）、受け付け期間は、平成28年12月20日から平成29年1月6日までとさせていただきます。

（3）、第2回指定管理者選定委員会を平成29年1月12日に開催してございます。1月6日に指定申請書を受理し、申請書の内容確認、書類選定、審査を行ってございます。

2 ページをお開きください。4の評価方法でございます。条例に基づきまして5項目の審査をしてございます。指定申請書に添付されております事業計画書、収支計画書に基づき審査をしております。

3 ページになります。5の審査方法につきましては、記載のとおりでございます。

6の管理費用の比較でございます。更別村の算定額、それから一般社団法人北海道熱中開拓機構の申請額、同額となっております。

7、最終審査でございます。選定委員会の総意により、一般社団法人北海道熱中開拓機構を適当と認め、候補者に決定したところでございます。

8の選定委員でございますが、更別村公の施設に係る指定管理者選定委員会設置要綱で定めた委員となっております。要綱第2条の規定により副村長、総務課、住民生活課、産業課、建設水道課、保健福祉課の課長職及び指定管理者に管理を行わせようとする施設の所管課長、企画政策課長になりますけれども、これをもって充てるというものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。どうぞ。

2番、太田さん。

○2番太田議員 この資料4の評価方法にある審査事項の業務実績及び経営基盤にある審査項目なのですが、管理運営を行った実績を有しているという部分に関しての実績というのを知りたいのと、あと議案1号に載っている代表理事の方の実績というものを

うちちょっと詳しく教えていただけますか。

○議 長 高橋企画政策課長。

○企画政策課長 こちらのほう、審査項目の中に管理運営を行った実績を有しているか、または計画に沿った管理を行う能力を有しているかということで、実際にはこちらのほうの組織まだ立ち上がったばかりでございまして、管理運営を行った実績はございませんので、あくまでも計画に沿った管理を行う能力ということで、今回この審査にかかわる管理計画を出してきましたので、そちらのほうで能力を有しているというふうに判断をしたところでございます。

以上です。

○議 長 2番、太田さん。

○2番太田議員 管理運営を行う能力を有しているというところで評価したということなのですけれども、この議案1号に載っている代表理事、木野村さんですか、この人の実績とか今までの経歴というか、そういったものも要して評価したと思うのですけれども、その辺も具体的に教えていただけますか。

○議 長 高橋企画政策課長。

○企画政策課長 こちらの一般社団法人北海道熱中開拓機構代表理事、木野村英明さんですけれども、この組織の代表となっている部分でございまして、今回の管理能力等に関してはあくまでも組織、熱中開拓機構、法人が行うものというふうに考えておりまして、個人の方の経歴とか、そういう部分については特段参酌してはいないところです。

以上です。

○議 長 2番、太田さん。

○2番太田議員 そういったことなのですけれども、ではもうちょっと単純にこの木野村さんという方はどんな人なののでしょうか。よく今の説明の中で、この代表理事の方僕名前も聞いたこともなくて、機構がある、この機構をつくったということはわかっているのですけれども、木野村さんという方はどういった方ということも何も調べてはいないということなののでしょうか。もうちょっと詳しくこの辺の説明がいただければ、機構のこういう人なのだと、その中で評価されて選ばれたのだなということが理解できるのですけれども、その辺もうちょっと説明いただけますか。

○議 長 西山村長。

○村 長 今太田議員のご質問ですけれども、木野村代表理事は弁護士さんであります。十勝で弁護士活動を長年にわたって行っておりまして、現在も弁護士活動をしています。山形県の最初に熱中小ができました高畠の熱中小学校で木野村さん自身が受講し、私にもいろいろなお話がありましたけれども、今回の熱中小学校にかかわって北海道あるいは十勝管内でそういう熱中小学校を開校してはどうかということを考えている有志の方のうちのお一人でございました。いろんな高畠の受講をしたり、熱中小学校にも詳しいということとそういう実情もかなりご理解をしているということ、また十勝の更別に熱中小学校を

つくるということについて非常に大きな熱意と意欲を持っているということの評価いたしました。その中で木野村弁護士さんに代表理事になっていただいたという経過がございます。

以上でございます。

○議 長 1 番、安村さん。

○1 番安村議員 ちょっと確認をさせていただきたいというふうに思います。

今般の指定管理者の指定という案件でございますけれども、これにかかわる条例等、規則等について、以前前段で説明を受け、それについての見解も含めて回答を得ていたわけでございますけれども、2月1日からの委託、指定管理という形でございますので、今までの条例並びに規則についての不備も含めて、再考も含めてという回答をいただいているので、どのような経緯で、どのようなてんまつをもってこの条例並びに規則を定めた中で2月1日付で指定管理をしようというところをもう少し具体的に答えていただきたいというふうに思います。

○議 長 答弁調整のため若干休憩を入れます。

午前10時24分 休憩

午前10時28分 再開

○議 長 休憩を解きます。

高橋企画政策課長。

○企画政策課長 申しわけございませんでした。

前回条例制定の際に休館日のあり方など利用者の利便性に十分配慮した内容とするということでございます。日曜日を休館日とするようになっていたのですが、その部分を取り払いまして、年末年始の休みはございますけれども、それ以外開館するというふうな内容で整理をさせていただいて、今回このように指定管理を行っていくというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議 長 1 番、安村さん。

○1 番安村議員 ちょっと確認だけさせていただきたいと思います。

今の回答いただきました日曜日の案件につきましては、基本的には委員会でもそれらに答申をさせていただいて、考慮しなさいということでございますけれども、これについては今2月1日からということの指定管理をしたいという形でございますので、これはこれとして日曜日は払った中で、今後4年何カ月間の中でそれらを踏まえた中で運営するという捉え方でよろしいのでしょうか。

○議 長 高橋企画政策課長。

○企画政策課長 こちらのほうに関しましては、条例並びに規則をそのように整理させて

いただいておりますので、当然2月1日以降そういうふうな形になろうかと思います。

○議長 長 6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 指定者管理に向けて良好な管理運営ということになってございまして、そもそも問題となるところは私は業務内容かなというふうに実は思っております。通常の指定管理でしたらきちとした業務がなされていますけれども、条例を見ますところは幾つかの業務がありますけれども、具体的に何かということになりますと、いろいろ説明されています熱中小学校の月2回の教室ということにもなろうかと思っておりますけれども、これに特化しているものでしょうか。

○議長 長 高橋企画政策課長。

○企画政策課長 月2回の熱中小学校の開催というのはもちろんなのですが、それに関連する条例の中で言っております項目についても随時取り組んでいくというふうな形になろうかというふうに考えているところでございます。

○議長 長 6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 条例にある幾つかの項目の業務についてもやるということでございます。それで、実はこの指定管理における評価と言ったらちょっと大げさかもしれませんが。何をもってこの業務が健全か、健全でないかというような評価基準等々がありましたら、まず初めにお示し願いたいと思います。

○議長 長 高橋企画政策課長。

○企画政策課長 こちらのほうの指定管理に関しましては、それぞれの年度に年度別の事業計画を出していただいておりますので、その事業計画の中で基本的には施設の管理業務という部分がございますので、その部分と、あと条例に伴う部分としまして熱中小学校の取り組みがございますので、そちらのほうは自主事業ということで取り組んでいただくのですが、そういった部分の結果を報告いただいて、評価していくようなことになろうかなというふうに思っております。ただ、評価するに当たって、計画、予算額等ぐらいの数字ぐらいしかございませんので、数値的な目標値というのは現時点ではちょっと設定しておりませんので、あくまでも計画に沿った実施状況というふうな評価になろうかというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長 長 6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 私もその評価というのはかなり難しいという思いもありまして、あえて聞かせていただきました。1点は、実は住民参加人数ということが少しのバロメーターになるかなという気もしております。また、住民参加することが継続性につながるという、新聞報道でもなされたとおり、私もこのところが非常に重要な部分にも当たるという思いもございます。そこで、条例のときの提案のときに詳しく説明を求めればよかったのですが、目的についてはあそこよくよく読んでいきますと、なかなか自己研さんのための内容というのですか、要するに大きな項目の中で人づくり等々、市街地活性化等々について

の資するというようなところになっているところにちょっとハードルが高いかなと実は思っています。それで、住民参加を狙った、もうちょっと文言の整理がされたらいいなという思いも含めまして、住民参加する手だてとしても少し具体的にみるとすれば、ここをどう機構に依頼していくのかということが考えがありましたら、お願いいたします。

○議 長 西山村長。

○村 長 村瀬議員のご質問でありますけれども、今現在各行政区の、農村地区中心ですけれども、懇談会を行っております。その中、私自身が機構がつくり、私が解説したプレゼンテーションを住民の方に行っています。というのは、熱中小学校については非常にわかりづらいというような、この間も議会で報告させていただきましたけれども、説明あるいは情報の提供が足りないのではないかとということから、各地域を回って一体熱中小学校が狙っているものはどこなのかということと単に人材、人脈の育成ではなくて、そこから交流、そしていろんな部分を通じて何かを起業していこう、何か新しいことを始めようとしたときに熱中小学校のスタッフの中にそのノウハウを持った専門の方がいらっしゃると。実際にそれを組み立てて実施していくということで説明をさせていただいております。ということで、そういう形で前回は台風の被害と収穫時期が重なりまして、200名近い方が来られましたけれども、村民の方が3分の1という結果でありました。今回そのことを率直に反省をしまして、2月4日、そしてオープン、開校までにそういうような形で村民の方に広く呼びかけて参加をしていただいて、オープンスクールに参加をしたりして実際にそういう中身を知っていただくと。その中に参画をしていただいて、新しい農業技術とかIT産業とか情報発信とか、いろんな部分についてアイデアを出していただいて、そして熱中の方々と一緒に、村民の方も一緒になってそういう新しいものを起こしていくということが必要であると思って、今そういうような形で説明を行っています。村瀬議員のおっしゃるとおり、住民参画というのは必須であります。ということで、これからもその部分については機構も含め、村も含めてしっかりと対応していきたいというふうに考えています。

以上でございます。

○議 長 7番、本多さん。

○7番本多議員 審査事項の中に利用促進ということがあるのですけれども、具体的に言いますと宿泊施設あるいは食堂も指定管理に委ねるというふうに思っているわけですが、具体的な促進に向けた方策が出されているのかどうか。その辺多分月2回のその部分については利用は想定されると思うのですが、それ以外については一切考えられないと思うので、その辺についての利用について具体的に方策があるのかどうか、そういった計画があるのかどうか、ちょっとお聞きします。

○議 長 西山村長。

○村 長 宿泊施設等についても、今説明会、懇談会で提示をしております。土日のもちろん郊外から来られる方の宿泊云々もありますけれども、いろんな形でまた議会に提案

させていただきますけれども、その中に交流の場所とか、いろんな部分で想定をしております。その中で、利活用としてはそれにとどまらず、例えば畜大生がそこに拠点を置いて農業者と研究をするとか、あるいはスポーツ関係の合宿とまではいきませんが、そういう宿泊とか、いろんな部分で村全体の宿泊施設との整合性も考えまして、そういう部分で利活用については今後検討していきたいということではお話をしております。ただ、今具体的にこれがこうであるということについてはお伝えはちょっとできませんけれども、検討はしております。

以上でございます。

○議 長 7番、本多さん。

○7番本多議員 ただいま村長のほうからの構想はあるということですが、実際にここの施設がやっぱり食堂、宿泊、その部分が一番ネックになってくると思うのです。そういったことから、きちっとした計画を立てていただいて、今後やっていただくように村のほうからも強く要請していただきたいというふうに思っております。

○議 長 5番、上田さん。

○5番上田議員 1つだけ確認したいのですが、3番の指定の期間なのですが、ことしの2月1日から33年の3月31日ということで、4年2カ月ですよね。これは、確認したいのは、地方創生にかかわる交付金の対象となる期間がここで終わるからということでこの期間を設定したのかどうかだけちょっと確認したいなと思います。

○議 長 高橋企画政策課長。

○企画政策課長 この期間は、地方創生推進交付金の期間に合わせて設定をさせていただいたものでございます。

以上です。

○議 長 4番、織田さん。

○4番織田議員 今さら根本的な質問をするのは大変恐縮なのですが、北海道熱中開拓機構代表理事云々はわかるのですが、新聞ではちらっと名前は出ていたのですが、正式な役員の名前及び役職という位置ですか、要するに正式に書いたものを私たち見ていないのです。その辺をちょっと一度もし示せるのであれば示していただきたいと思うのですが。

○議 長 高橋企画政策課長。

○企画政策課長 後ほどペーパーで資料をお渡しするというだけでもよろしいでしょうか。
(何事か声あり)

○議 長 ちょっと待ってください。

それでは、お諮りをいたします。ただいま4番、織田議員から北海道熱中開拓機構の役員の資料の提出を求められております。議会として資料を求めることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、議会として資料を要求をいたします。よろしいですね。

次、質疑。

1 番、安村議員

○1 番安村議員 今つらつらとそういう部分の管理委託の関係と法人の関係のご説明をいただきましたけれども、いま一度確認だけさせてください。

本件についての委託先への、一般社団法人への委託ということで、拠点の整備は全体的に各議員からも質問があったようにマルシェがあったり、食堂があったり、宿泊施設があったりという全般的な地域の構図になっていると思うのですが、それに対していわゆる村側としては指定管理にするために、その分の案件も含めて機構に示した中の計画案で審査をしたのか、それともあくまでも機構は機構として熱中小学校の関係の部分だけを抽出した計画になっているのかという。いわゆる委託する、今の熱中小学校にかかわる部分だけが計画性によって審査をしたのか、それとも全体、宿泊施設も食堂も含めた全部の中の分を提示してその計画性を審査するのか、それらの内容について説明いただきたいと思います。

○議 長 高橋企画政策課長。

○企画政策課長 今回の指定管理者の指定のほうにつきましては、今回ご提案してあるように公の施設の名称及び所在地ということで、地域創造複合施設のうちの地域創造センターについて指定をするものでございまして、まだ宿泊等、そちらのほうの部分については完成をしていないものですから、今後また指定管理ということになってくると思うのですが、現在の計画としてはあくまでも審査した部分については地域創造センター、熱中小学校を行う部分の施設について、それとそちらで行われる熱中小学校事業についてを中心に評価というか、選定を行っているところでございます。

以上でございます。

○議 長 3 番、高木さん。

○3 番高木議員 今回の指定管理については、事務所が入るというか、教室に使うあちらの建物だけということで、その部分の中の指定管理ですよということになっています。熱中機構の機構の部分の占用という部分では、事務所の部分だけという形になってくると思うのですが、そのほかの部分については一応村の事業という中でのやっていく中での経費も含めて管理していただくよというような対応に多分なっているのだとは思いますが、その辺も含めて建物だけなのか、まだほかの計画ができ上がっていない以上、ほかの部分の金額は出てこないのか、なかなかその部分の指定という部分は出てきませんが、あの敷地内の草刈りとか、そういう管理等も含めてそういう部分も必ずやっぱりかかってくるわけで、それについては村側がやるのか、機構のほうで行っていくのかという部分で、細部の施設管理の説明が一つもないので、本当にどことどこをやるのだよという部分がわからないので、もうちょっと細部について説明をいただければありがたいなと思って

おります。今現在使われているのであれば、車庫の部分とその建物の部分、あと周りの草刈り等も含めて、今やらなければならない部分もあると思うのですが、その辺も含めてもうちょっと説明をいただければありがたいなと思います。

○議 長 高橋企画政策課長。

○企画政策課長 今回の指定管理については、先ほども申しましたようにもとの開発の事務所棟の部分のほうになりますので、そちらのほうを中心に管理をしていただくというふうな考えでございます。もとの宿泊棟というか、合宿所ですか、そういった側のほうについてはこれから整備をしていきますので、そちらのほうについてはまだ村のほうの管理というふうなことになるかというふうに考えているところでございまして、今議員がおっしゃられたように現時点ではその事務所棟の周辺管理と、あと内部の施設管理というふうなことで考えているところでございます。

以上です。

○議 長 3番、高木さん。

○3番高木議員 ということは、夏場だとか、そういう草刈り等も含めて、その部分の予算もこの中に計上されているということによろしいですか。

○議 長 高橋企画政策課長。

○企画政策課長 事務所棟周辺の部分についての草刈りということになると思いますが、そういったことで考えております。

○議 長 3番、高木さん。

○3番高木議員 ちょっと細かいことで本当に申しわけないのですが、建物周辺等ということですので、そうしたら残り側の半分側の敷地の部分と、あと塀だとか、そういう部分とか、道路際だとか、そういうものは村側がやるということによろしいですか。

○議 長 高橋企画政策課長。

○企画政策課長 全体的に整備が終わった後については、その範疇という部分もお願いをすることになってくるかと思いますが、今回始まって、その後でまだ今度宿泊所等のほうの整備が入ってきますので、その工事の関係もございまして、あくまでも工事を行っている間は私どものほうの管轄になるのかなというふうに考えておりまして、現時点においては今言っております事務所棟の周辺の管理というふうなことを考えているところでございます。

○議 長 ほかに質疑はございませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第1号 更別村地域創造複合施設の指定管理者指定の件を採決をいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

この際、午前11時10分まで休憩といたします。

午前10時53分 休憩

午前11時09分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第8 議案第2号

○議 長 日程第8、議案第2号 更別村過疎地域自立促進市町村計画変更の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第2号 更別村過疎地域自立促進市町村計画変更の件でございます。

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第6条第7項の規定により、更別村過疎地域自立促進市町村計画を別紙のとおり変更するものであります。

理由といたしまして、既存事業の過疎地域自立促進特別事業への事業がえ及び更別村地域創造複合施設の整備に伴い、過疎地域自立促進特別措置法に基づき更別村過疎地域自立促進市町村計画を変更するものであります。

なお、この件につきましては高橋企画政策課長より補足説明をいたさせますので、よろしくお願いいたします。

以上、提案申し上げ、ご審議方よろしくお願い申し上げます。

○議 長 高橋企画政策課長。

○企画政策課長 それでは、更別村過疎地域自立促進市町村計画変更の件について補足説明をいたします。

今回の変更箇所につきましては、別に提出をしております議案資料を用いて説明をさせていただきますと思います。議案資料のほう表紙を含めて3枚ほどめくっていただいて、A4横の資料をごらんいただきたいと思います。市町村計画の新旧対照表になってございます。

有利な財源である過疎債を借り入れるために必要な事項について計画に文言を追加するものでございます。今回の変更では、主に過疎対策事業債、ソフト事業分の借り入れに対

応するための変更となっております、ソフト事業分の借り入れには計画項目に過疎地域自立促進特別事業を設定し、事業内容に該当事業を登載することが必須となっております。このことから、計画本文18ページから始まります産業振興関連の3の計画において事業名列に(9)、過疎地域自立促進特別事業を追加し、事業内容列等に農業経営高度化促進事業(更別第2地区)の項目並びに商工業振興・地域商業振興事業の項目を追加するものでございます。

資料の2ページでは、計画本文31ページから始まります高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進関連の3の計画において事業内容列に各種健診事業の項目を追加するものでございます。

次の36ページから始まる医療の確保関連の(3)、計画では、事業内容列等に外国語指導推進事業とスポーツ活動促進事業の項目を追加しております。

資料3ページでは、計画本文38ページから始まる地域文化の振興等関連の3の計画において事業名列に(2)、過疎地域自立促進特別事業を追加し、事業内容列等に芸術文化活動支援事業の項目を追加しており、計画本文39ページのその他地域の自立促進に関し必要な事項関連の(1)、現況と問題点の40ページ、22行から下線の文言を追加するとともに、41ページの(3)、計画において下線の旧開発庁舎整備事業、更別村地域創造複合施設整備を追加し、十勝さらべつ熱中小学校事業に係る施設整備費に対する起債の借り入れに対応するものでございます。

なお、これらの変更については事前に北海道との協議を行い承認をいただいているもので、過疎債の借り入れに必要な最小範囲での修正となっていることを申し添えさせていただきます。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。どうぞ。

2番、太田さん。

○2番太田議員 資料の2ページになります。ここの外国語指導推進事業なのですが、この事業内容に外国語指導助手配置にかかわる委託事業とあるのですが、今年度、去年になりますけれども、今年度中の私の一般質問でALTから国際交流員に戻してはどうかという質問をして、その中から要するにこの事業の必要性とか見込まれる事業効果の部分でALTよりも国際交流員のほうが更別にとってはいいのではないかという話をさせていただいて、その中である程度納得いただいた前向きな答弁をいただいたところなのですが、その辺の精査というものはどういうふうになってこの過疎事業債が上がったものなのかということをちょっと説明願いたいと思います。

○議長 長 高橋企画政策課長。

○企画政策課長 こちらの外国語指導推進事業につきましては、今議員がおっしゃられたように現行のALTの配置による外国語指導推進事業でございますし、こちらのほうにつ

きましてはあくまでも本年度、平成28年度の事業についてまず対象としていく考えで設定しているものでございます。議会のほうで一般質問等でお話をしました、その後の配置等については、今後担当のほうでまた検討していくことになるのだと思うのですけれども、今回のこちらのほうの提案というのはあくまでも現行のものについて先ほど申しました過疎債のソフト事業分の対応としたいことから、今回変更として提案しているものでございます。

以上です。

○議 長 ほかに質疑。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第2号 更別村過疎地域自立促進市町村計画変更の件を採決をいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

◎日程第9 議案第3号

○議 長 日程第9、議案第3号 平成28年度更別村一般会計補正予算（第8号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第3号 平成28年度更別村一般会計補正予算（第8号）の件でございます。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,972万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51億4,795万9,000円とするものであります。

なお、この件につきましては森副村長に補足説明をいたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、提案申し上げ、ご審議方よろしくお願い申し上げます。

○議 長 森副村長。

○副 村 長 それでは、一般会計補正予算について補足説明をさせていただきます。

まず、歳出のほうからでございますけれども、8ページをお願いいたします。款2総務

費 1 億2,526万1,000円の追加でございます。

内容でございますけれども、項 1 総務管理費、目 3 財産管理費17万2,000円の追加でございます。内容につきましては、一般行政報告を行いました寄附を受けました勢雄の保養施設の維持管理に要する光熱水費といたしまして6万円、それから建物の保険料といたしまして1万4,000円、配管等の凍結防止ということで9万8,000円を計上するものでございます。

目 4 の地方振興費 1 億2,508万9,000円の追加でございます。内容でございますけれども、説明欄の（１）、地方創生拠点整備交付金事業 1 億2,500万円でございますけれども、委託料といたしまして850万円、内容でございますけれども、事業の委託料といたしまして実施設計委託料については800万円の計上となっております。内容につきましては、寄宿舍等、それから食堂等の増改築、コンテナ町家等の設計委託という内容でございます。それから、その他の業務委託料でございますけれども、経営アドバイザー業務委託料といたしまして実施設計に伴います設計、設備計画や施設等の許認可等に係るアドバイスのための委託料といたしまして50万円を計上しております。15の工事請負費でございます。9,700万円の計上でございますけれども、内容といたしましては宿舍等の改修4,700万円、食堂の増改築で1,000万円、コンテナ町家で2,550万円、アクアポニックス、ＬＥＤの栽培試験でございますけれども、これについては950万円、それから物置の撤去、柵の撤去、それから庭木の花壇等の撤去と外構の整地工事費として500万円の合計9,700万円を計上するものでございます。18の備品購入費につきましては1,950万円の計上でございます。内容でございますけれども、宿舍、食堂の備品500万円、コンテナ町家で850万円、それからアクアポニックスで600万円の内容ということになってございます。（２）の地方創造複合施設維持管理経費でございます。8万9,000円でございますけれども、次のページ、これらについては建物災害等の保険料として計上するものでございます。

款 3 の民生費430万6,000円の追加でございます。

内容でございますけれども、項 1 社会福祉費、目 1 社会福祉総務費で36万4,000円の追加でございます。説明欄にございますように、ひとり親家庭等の医療給付事業の経費でございますけれども、入院患者数等の増に伴いまして36万4,000円を追加するものでございます。

項 3 老人福祉費、目 2 老人保健福祉センター費394万2,000円の追加でございます。これにつきましては、老人福祉センターの温泉設備の給湯加圧ポンプの改修を行うものでございます。

続きまして、款 6 農林水産業費、項 1 農業費、次のページになりますけれども、目 2 の農業振興費15万6,000円の追加でございます。内容でございますけれども、激甚災害による農業被害等対策資金利子補給費の助成金ということで15万6,000円を追加するところでございます。対象者は82名分となっております。

款 8 土木費、項 2 の道路橋りょう費、目 1 道路維持費2,000万円の追加でございます。除雪対策経費として委託料2,000万円を追加するものでございます。当初4,000万計上してお

りましたけれども、今後の除排雪の費用として2,000万円を追加するものでございます。

続きまして、歳入のほうの説明をさせていただきます。6ページになります。款7自動車取得税交付金、項1自動車取得税交付金、目1自動車取得税交付金521万4,000円の追加でございます。見込み等含めまして追加をするものでございます。

款9地方交付税、項1地方交付税、目1地方交付税2,432万7,000円、これについても普通交付税について432万7,000円、特別交付税について2,000万円を見込むものでございます。

款13国庫支出金、目2国庫補助金、目1総務費国庫補助金6,000万円の追加でございます。これにつきましては、地方創生拠点整備の交付金として6,000万円を見込むものでございます。内容でございますけれども、設計委託の800万円、それから経営アドバイザー委託料の50万、それと施設の備品購入費1,950万円、外構を除く施設整備9,700万円、1億2,000万円の2分の1を計上するものでございます。

7ページをお開きください。款14道支出金、項2道補助金、目2民生費道補助金18万2,000円の追加でございます。ひとり親家庭の入院患者数の増によりまして18万2,000円を追加するものでございます。

款20の村債、項1村債、目5一般補助施設整備等事業債6,000万円の追加でございます。先ほどの国庫支出金の整備交付金の残り6,000万円を追加するものでございます。

3ページをお開きください。地方債補正でございます。一番下になりますけれども、一般補助施設整備等の事業債6,000万円を追加いたしまして限度額を8億7,761万5,000円とするものでございます。

以上で補足説明を終わります。

○議長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

5番、上田さん。

○5番上田議員 地域創造複合施設整備工事の関係なのですが、8ページの工事請負費の関係でお聞きしたいのですが、これは今のこの時期からいけば9,700万投じて事業を行うということで、それぞれ内訳今説明があったとおりなのですが、そこまではわかるのですが、ではこの工事がいつから始まって、そしていつ完成するのか、まず。先ほどの指定管理者のところにもちょっと入ってくるかと思うのですが、その時点で完成がいつになるかによって、また指定管理者の部分が出てくるのかなと。一連の流れです。そうなれば、この予算というのは繰越明許費になってくるのかなというふうに勝手に想像しているのですが、そうなのかどうなのか、それを含めてちょっと質問したいと思います。

○議長 長 高橋企画政策課長。

○企画政策課長 こちらのほうの事業費でございますが、今ご質問のあったとおりこちらのほうの工事自体というか、この予算の中でまず委託料のほうで実施設計の委託料がございます。こちらのほうにつきましては、この予算がご承認いただければ直ちに委託で設計

を進めていくというふうなことになります。この設計が進んだ後、工事発注ということになりますので、工事発注はことしの春というか、5月、6月ぐらいの発注になろうかなというふうに考えているところでございます。金額が金額でございまして、またこちらのほうの工事契約については議決をいただかなければならない案件にもなろうかと思っておりますので、6月議会でのご承認というのをめどに進んでいくように考えているところでございます。完成もその設計とかの内容によってまた若干ずれは生じるかもしれませんが、できれば年内に完成というふうな形で考えてございまして、それに合うように作業、ご指摘のありました指定管理者等の関係についてもご審議等を賜っていきたいなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議 長 5番、上田さん。

○5番上田議員 今回の関連なのですけれども、そうなるこの工事に関しては春と今言いましたね。ということは、もう完全に繰越明許でやるということで理解してよろしいのですか。

○議 長 高橋企画政策課長。

○企画政策課長 申しわけございませんでした。

最初の質問のときにそちらを聞かれていたのに答えていまして、繰越明許というふうな形になろうかというふうに考えております。

○議 長 7番、本多さん。

○7番本多議員 勢雄の2つの寄贈の件なのですけれども、先ほど今後の活用については検討するというお話でしたけれども、現在寄贈された時点であの施設が現状のままで使えるものなのかどうか、今後。あそこもたしかボーリングして温泉も出るかと思ったのですけれども、その辺についてちょっとお伺いしたいと思います。

○議 長 森副村長。

○副 村 長 勢雄の施設でございましてけれども、私のほうも施設を見させていただきました。十分に今現在の状況でも使うことができるというような状況ではございます。ただ、今後の利活用の方法にもよりますけれども、もともと温泉は村が所有していて、ボーリングした経緯がございまして。現在どのぐらいの湯量が出ているのかというのはわかりませんが、将来もその温泉を利用できるかどうかについてははっきりはしていません。まだポンプも実際には現在稼働しておりますけれども、将来の利活用によっては温泉を利用するかどうかについても、今後については検討させていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議 長 7番、本多さん。

○7番本多議員 そうしたら、現在の湯量、水量というのはですか、そういうこともわからないということなので、そういうことはすぐ調査するのか、それとも利活用が決まっ

らそういったことをするのか、その辺についてはどうでしょうか。

○議 長 森副村長。

○副 村 長 経費は、極力抑えたいというのがございます。その中で温泉を活用しなければならない利活用方法なのか、それからしなくてもいい利活用方法なのか、それらも含めて今後検討させていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議 長 3番、高木さん。

○3番高木議員 今の件に関連して。建物の件について情報といいますか、聞いている話によると、建物自体が前所有者が増築して改修してちょっとたったのですが、一般的な部分で使用する部分については建築物としての許可をもらえるけれども、一般に開放していくには建築基準法のほうにひっかかるのではないかなというふうなお話も聞いています。そういう部分で今後広く住民ないし一般の方に開放していくとなると、そのままでの使用は多分難しいのではないかと考えているのですが、そういう細かい部分の調査というか、そういう部分についてはもう完了しているのでしょうか。

○議 長 森副村長。

○副 村 長 温泉として利用する場合には、やはり保健所の検査が必要になってきます。温泉成分が現在あるのかないのかというのもわかっておりません。ですので、先ほど申し上げましたように温泉として今後も活用していくのかについては、今後検討させていただきたいということになろうかというふうに思います。

以上です。

○議 長 3番、高木さん。

○3番高木議員 温泉のことではなくて、建物自体ということです。建物自体が個人としての使用であれば問題はないのですが、個人以外の一般の人たちが出入りをして活用するには基準法として建物としては満たさないというような話をちょっと聞いていますので、そういう活用をしていくことになれば改修は必ず必要になってきますので、今後村として村で活用するのか、個人に売却をするのかという方向性もいろいろ出てくると思いますので、そういう部分についての確認はできているのかということです。済みません。申しわけないです。

○議 長 森副村長。

○副 村 長 大変失礼いたしました。

これも今後どのような活用方法がされるのかによって変わってくるというふうに考えております。今現在この施設は一般住宅とは全然形態が異なっておりますので、どちらかというと保養所、ペンション的なつくりになってございますので、これらについても利活用の方法の仕方によって方策等を考えていかなければならないかなというふうに考えております。

以上です。

○議 長 1 番、安村さん。

○1 番安村議員 関連質問になるのかと思いますけれども、今つらつらこの施設の譲渡にかかわる利活用についてということで質問させていただいておりますけれども、冒頭で贈与を受けたという部分はやっぱり村として利用価値が高いという評価の中で受けているはずです。その中で今の説明だと、今後検討します、検討します、何もわかっておりませんというような回答では受けたという部分の責任感が全くないような気がしますけれども、その点の見解をきちっとやっぱり示してください。

○議 長 西山村長。

○村 長 今安村議員さんのところ、利活用等々について、これが全て講じてあるというふうにはありませんけれども、一応検討しているというところでちょっとお話をさせていただきます。

利活用については、企業振興、ペンション経営、旅館業、公衆浴場、レンタルオフィス、グランピング等での売却、既存経営者の多角経営、経営者を目指す移住、定住者の仕事場としての提供。2 つ目には、熱中小学校での事業展開、熱中事業からの展開をするということで行政課題解決型の活用をしていく。3 番目、スノーピークによる観光資源開発、施設運営、これについては観光開発の振興ということで検討の余地はあるのかなというようなことを考えています。4 番目、十勝アウトドアDMOによる観光資源開発、地方創生事業の横展開ということで、十勝DMOの積極活用ということで、いろんな部分を鑑みた場合に、まだ検討するということについてはこの部分ではっきりしたことはしておりませんが、この部分を想定しているということでございます。

今ありましたように、温泉資源の継続とか等となりますと、森副村長からお話しさせてもらいましたけれども、温泉分析、施設調査委託あるいは温泉ポンプの継続方法、それと新年度維持管理を含めランニング費用の積算、建物の災害保険を含むいろんな部分についての維持管理、財産所轄等事業予算計上方法の整理、普通財産あるいは財務管理費、企画での予算執行、もう一つは土地、建物の所有権移転登記、普通財産台帳整備ということで、これについて全て検討していかなければならないというふうに考えています。村としては、29年度いろんな関係方面と検討して、できれば3 年度中に事業展開というようなことで検討を進めていきたいというふうなことをこちら側としては考えておる次第であります。

以上でございます。

○議 長 6 番、村瀬さん。

○6 番村瀬議員 関連になりますけれども、再三質問している中で今村長が初めてつまびらかに答弁いただいたと私は認識しているのですが、どうしてこれ先にその説明ができないのか、ちょっと質問になるかどうかかわからないですけれども、お答え願います。

○議 長 西山村長。

○村 長 非常に不確定要素といいますか、いろいろ検討してきたのですが、あくまでもこれは想定でございまして、今安村議員さんから質問に誠実にお答えしようとする

れば想定も含めて、このようなことを考えているというか、考えてきているということで説明申し上げました。冒頭具体的な話でまだ不確定な要素もたくさんありますので、大変申しわけなかったのですけれども、必要とされる作業状況とか、いろんな部分についてはこういうものがあるのではないかとということで認識をしておるということでございます。

以上でございます。

○議長 長 6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 よくわかるのですけれども、問題は検討というところの何を検討するかという、その焦点だと思うのです。ですから、余りつまらない質問のやりとりではなくて、そういうような議会運営にしたいなと私も思いますから、できるだけ不確定は不確定でよろしいのですけれども、その辺を明確にしていきたいと思います。これはお願いになりますけれども、よろしくお願いします。

○議長 長 4番、織田さん。

○4番織田議員 8ページの地方振興費、この中で熱中小学校だと思うのですけれども、1億2,508万円出ております。その中で特定財源として6,000万、それと国から6,000万、それから債務というのは村債だと思うのですけれども、6,000万、一般財源というのは500万ちょっとは、これは村の私たちの税金だと思うわけなのです。それで、最初言われているのは国が全面的に面倒見てくれるからという話がよくあったのですけれども、これ村債というのは最終的に我々更別の住民がかぶる分なのか、それともこの中からまた国が幾らか面倒見てくれるのか、あるいは全額6,000万面倒見てくれるのか、その辺の見解をちょっとお伺いします。

○議長 長 高橋企画政策課長。

○企画政策課長 こちらのほう、この起債につきましては7ページのほうに記載をしておりますが、一般補助施設整備事業債という名前のものでございます。これは、今回国からの地方創生拠点整備交付金の財源として用意されているものでございまして、一般的には補正予算債というふうにも言われているものでございます。こちらのほうの起債については、当然お借りするものですから償還をするわけなのですけれども、こちらのほうの起債についても過疎債とまではいかないのですけれども、交付税の充当が行われるものでございまして、元利償還金の50%について交付税措置がされるというふうな比較的有利な財源というふうになっているところでございまして、こちらのほうを使ってこの事業を展開していきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長 長 4番、織田さん。

○4番織田議員 今お聞きしますと、6,000万の50%というのは3,000万ですね。ということは、3,000万は我々は最終的には村税から払っていかなければならないということですね、債務ですから。それで、また500万も一般財源として支出されていると。そうなれば、私たちが熱中小学校を開設するに当たり国がほぼ面倒見てくれるからという話だったのですけ

れども、これでいきますとこのような状態で、小出しと言うのは失礼なのですから、次から次と私たちの税金を投入していくことに対して、当初の話とちょっと違うのではないかという気が私もありますので、その辺の見解、村長にお伺いしたいと思います。

○議 長 西山村長。

○村 長 今ちょっと前段に課長より金額等々の部分について説明をさせていただきますので、その後私に。

○議 長 高橋企画政策課長。

○企画政策課長 一応地方創生拠点整備交付金事業について、補助金の要望に当たって動く際に事前に議会のほうにもご説明をさせていただいているのですが、その中において今回の拠点整備交付金の財源の確保という部分では、交付金の50%措置、残りの部分が補正予算債ということで、実質その半分が持ち出しになるというふうなお話をさせていただいております。できますれば、さらに有利な過疎債への振りかえを検討したいということをお願いしているのですが、過疎債自体が枠があるものですから、あくまでも今回補正予算債で対応をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○議 長 西山村長。

○村 長 ソフトの部分と後ほどのハードの部分でちょっと展開が違うということで、議会の皆さんにはハードの部分については交付税50%ということで、あとは今課長から説明がありました部分で見るとということですが、その中で有利なそういう地方債とか過疎債等々について提案させていただきまして、有利なほうで活用させていただくということでございます。

○議 長 織田さん。

○4番織田議員 感覚的な違いだと思うのですが、私は国が全面的に面倒見るのだということになれば、私たち村税の持ち出しはないと思っていたのです。債権でも恐らく最終的に国が全部見てくれるだろうと、1億2,000万といえど1億2,000万。ところが、実際ふたをあけてみますと村債だ、過疎債だという形で債権として残ると。ということは、我々村税の支払いが必ずついてくるということですよ、返さなければならないわけですから。これは、国が全面的に面倒見ているのとは違うと私は思うのです。おまけに500万、これもやはり我々の税金から出していくお金なのです。あとは運営の云々は別としましても、これがいつまで続くのか、いつまでこのようなやり方をやるのか、国が全面的に見るのなら全面的に見てもらうのが本当でないかと。我々村民に対する説得についても、実際はこれだけかかるけれども、我々村民としてはこれだけ負担するのだけれども、よろしく頼むという言い方が必要でないかと私は思うので、今後についてもそれを含めまして村長はどのように検討していくか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議 長 西山村長。

○村 長 その部分、ご指摘あったところについては、本当に説明の足りないところがあったのではないかとこのように思います。ハード部分につきまして50%というこ

とで、あとについては有利な過疎債とか、いろんな部分を活用してきているということでありまして、その部分についてはこのハードの部分が出てきましたときにお話をさせていただいたと考えておりますけれども、もちろん織田議員さんのおっしゃるとおり村民の方に負担を、回り回っていくとそういうことにもなりますし、そういう形でちゃんと説明をしていかなければならないというふうに考えております。

以上でございます。

○議 長 2番、太田さん。

○2番太田議員 同じ地方振興費のところの経営アドバイザー業務委託料なのですが、内容私ちょっと聞き漏らしたので、そこもう一回説明いただきたいのとそのアドバイザーの業務委託としてどういった人にどのぐらいの範囲でアドバイスをもらうのか、更別村として問題や課題はたくさんあると思うのですが、具体的に更別村でどの部分のアドバイスが欲しいという考えなのかお答えいただけますか。

○議 長 高橋企画政策課長。

○企画政策課長 こちらのほうに関しましては、地域創造複合施設の整備に伴う宿泊施設、食堂、町家の設備計画や経営に関するアドバイスをもらうための委託料として考えているところでございます、経営コンサルなどにこういうふうなアドバイスをいただくというふうに考えているものでございます。

以上です。

○議 長 ほかに質疑ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第3号 平成28年度更別村一般会計補正予算（第8号）の件を採決をいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

◎閉会の宣告

○議 長 以上をもって本臨時会に付議された案件は全部終了いたしました。

これにて平成29年第1回更別村議会臨時会を閉会をいたします。

(午前11時52分閉会)